

第 11 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 3 年 6 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 36 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 37 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 38 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 39 号	農用地利用集積計画の決定について
議第 40 号	農業委員会等に関する法律第 37 条の規定による農業委員会事務の情報の公表について
報第 11 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報第 12 号	農地改良届について
報第 13 号	農業用施設届について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	9 番 日比野 勝伸 委員 10 番 田中 豊雄 委員
7、欠席委員	
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 11 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録 署名者に、9 番 日比野 勝伸 委員、10 番 田中 豊雄 委員を指名します。
議 長	それでは、議第 36 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、5 番 奥村 俊雄委員 説明願います。
5 番 奥村 委員	資料の 5-1 をご覧ください。申請地の場所は、御嵩町立上之郷小学校から北へ 150m ほどのところ 転用の目的は次の通りです。 譲渡し人は高齢のため申請地の維持管理が困難となり、獣害のため農業を継続することも困難である。

	<p>申請地は日当たりもよく太陽光発電に適しているため、譲受人が太陽光発電用地として取得する。利用期間は、許可日から永久。資金調達は、全額自己資金。</p> <p>北側は山林及び田、東側は水路及び道路、西側及び南側は水路。雨水は、西側水路から 1922 番 2 の水路へ排水させる。</p> <p>万が一被害があった際には申請者の責任で補償します。</p> <p>許可申請書、土地の権利書、土地台帳附属地図、太陽光発電システム配置図、誓約書、銀行口座の写し、履歴事項全部証明書、定款、隣地承諾書、水利組合誓約書、代替地検討書、委任状を確認しました。5月20日に事前説明、5月28日に現地確認により行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10h a 未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第 37 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、6番 鍵谷 道隆委員 説明願います。</p>
6番 鍵谷 委員	<p>資料 4-1 をご覧ください。申請地は〇〇東側約 100m のところです。</p> <p>一般個人住宅(庭・車庫・軒先)で利用しているものです。地目が畑であったため、これを訂正するものです。</p> <p>南側・西側の一部は道路、東側は宅地、北側・西側の一部は自己所有地です。雨水は地下浸透。余剰雨水は南側側溝に放流する。</p> <p>誓約書、委任状、始末書、配置図については確認しました。始末書の内容は昭和 56 年頃より宅地として農地転用したことは誠に申し訳ないとの内容です。</p> <p>5月28日に現地確認を行いました。</p> <p>以上から1号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願い</p>

議 長	いします。 質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。
議 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。 次に議第38号農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、3番 鍵谷 正委員 説明願います。
3番 鍵谷 委員	資料3-1をご覧ください。申請地は伏見高倉地区で〇〇の東隣です。 権利を移転しようとする当事者が現に所有し又は使用する農地は2,982㎡で内訳は借入地が川辺町に2,982㎡となっています。権利を取得後の耕作面積は3,538㎡となります。農機具の保有状況はトラクター1台、草刈り機2台となっています。 世帯員の状況、土地の位置図、営農計画、川辺町農業委員会の耕作証明、誓約書を確認しました。現地確認を5月23日に推進委員の奥村さんで行いました。 1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。

議 長	<p>次に議第 39 号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案は、12 番 田中 幹三郎 委員に関係しますので、12 番 田中 幹三郎 委員は農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(12 番 田中 幹三郎 委員 退席)</p>
議 長	<p>1 号事案について、伊左治 幸次 推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
伊左治 推進委員	<p>5 月 17 日に奥村委員と現地を確認しました。田植えを終えていました。何も問題ないと思います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって 1 号事案は可決しました。</p> <p>審議終了いたしましたので、12 番 田中 幹三郎 委員の着席を認めます。</p> <p>(12 番 田中 幹三郎 委員 着席)</p>
議 長	<p>次に 議第 40 号 農業委員会等に関する法律第 37 条の規定による農業委員会事務の情報の公表について、を議題とします。 事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>これはホームページで公開されますか。</p>
事務局	<p>岐阜県農業会議にこの様式を提出し、全国農業会議所のホームページに掲載されます。</p>

議 長	認定農業者の名前も公表されますか。
事務局	名前までは公表されません。この表のみ提出されます。
議 長	今年の耕作放棄地解消活動については事務局の方で何か動いていますか。
事務局次長	まだ場所の選定はしていません。候補があれば教えてください。 担い手さんに営農してもらえる等の条件が固まれば解消をしていきたいと思っております。昨年度は御嵩地区をやっております。
議 長	気になる農地等がありましたら報告していただけると助かります。
	他に質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 議第 40 号について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって議第 40 号については適当と認めます。
	次に報第 11 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。
	(事務局朗読)
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。
	次に報第 12 号、農地改良届について、事務局より報告願います。
	(事務局朗読)
議 長	1 号事案について、3 番 鍵谷 正 委員 説明願います。
3 番 鍵谷 委員	場所は伏見公民館より東へ 300m くらいのところですよ。

	<p>耕作を行っていない沼地で田として使えない土地です。そこを埋めて棚を作成し、キウイフルーツを作付けすることです。</p> <p>土地の位置図、隣地承諾、平面図、計画断面図が提出されています。</p>
議 長	<p>続いて、奥村 幸美 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
奥村 推進委員	<p>5月23日に鍵谷委員と現地を確認しました。適正に管理されており、何ら問題ないと思います。</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>次に報第13号、農業用施設届について、事務局より報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案について、3番 鍵谷 正 委員 説明願います。</p>
3番 鍵谷 委員	<p>土地の所在地は伏見山田地区、伏見児童館より東に100mほどのところではあります。</p> <p>施設面積108㎡のうち農地に係る部分は62.25㎡です。</p> <p>添付書類は土地の位置図、施設の配置図及び平面図、隣地の同意書、委任状が提出されています。5月23日に推進委員の奥村さんと現地を確認しました。</p>
議 長	<p>続いて、奥村 幸美 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
奥村 推進委員	<p>5月23日に鍵谷委員と現地を確認しました。何ら問題ないと思います。</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p>

	<p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
--	---

9時40分終了

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

9 番

10 番
